

壮瞥町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

壮瞥町

目次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景	1
1 少子化の進行	1
2 子育てをめぐる環境の変化	2
第2節 計画の趣旨・目的	3
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画期間	4
第5節 基本理念・基本目標	4
第6節 区域の設定	5
第2章 壮瞥町の子どもを取り巻く状況	6
第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚	6
1 総人口と総世帯の状況	6
2 年齢3区分人口の推移	7
3 人口動態	8
4 世帯類型等の推移	9
5 出生率の推移	10
6 配偶関係の状況	10
7 婚姻・離婚の状況	11
8 女性の就業率の状況	11
9 児童人口の推移	12
第2節 子ども・子育て支援サービスの状況	13
1 教育・保育施設の状況	13
2 地域子ども・子育て支援拠点事業	13
3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	14
4 母子保健事業	14
5 経済的支援	14
第3節 アンケート調査結果	15
1 子育てに関する悩みの相談先	15
2 教育・保育事業の利用意向	16
3 子育て環境に対する考え	17
第4節 将来人口推計	18
第3章 子ども・子育て支援サービスの見込み	19
第1節 子どものための教育・保育給付	20
第2節 地域子ども・子育て支援事業	20
第4章 子ども・子育て支援サービスの確保策	21
第1節 関係機関との連携体制の構築	21
第2節 各種サービスの確保策	22

1	子どものための教育・保育給付	22
第2節	地域子ども・子育て支援事業	22
1	利用者支援事業	22
2	地域子育て支援拠点事業	22
3	妊婦健康診査	22
4	乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	23
5	養育支援訪問事業	23
6	子育て短期支援事業	23
7	ファミリー・サポート・センター事業	23
8	一時預かり事業	24
9	延長保育事業	24
10	病児保育事業	24
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	24
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	24
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	25
第5章	施策の展開	26
第1節	地域における子育ての支援	26
1	保育サービスの充実	27
2	地域における様々な子育て支援サービスの充実	27
3	児童の健全育成	28
第2節	母親と乳幼児等の健康の確保と増進	29
1	子どもや母親の健康の確保	30
2	食育の推進	31
3	小児医療の充実	31
第3節	子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備	32
1	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	33
2	家庭や地域の教育力の向上	33
第4節	子どもと子育て家庭を支援する環境の整備	34
1	生活環境の整備	35
2	仕事と家庭の両立の推進	35
2	子どもの安全を確保するための活動の推進	36
第5節	要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	37
1	児童虐待防止対策の推進	38
2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	38
3	障がい児支援の充実	38
第6章	計画の推進	39
第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携	39
第2節	計画の進行管理	40

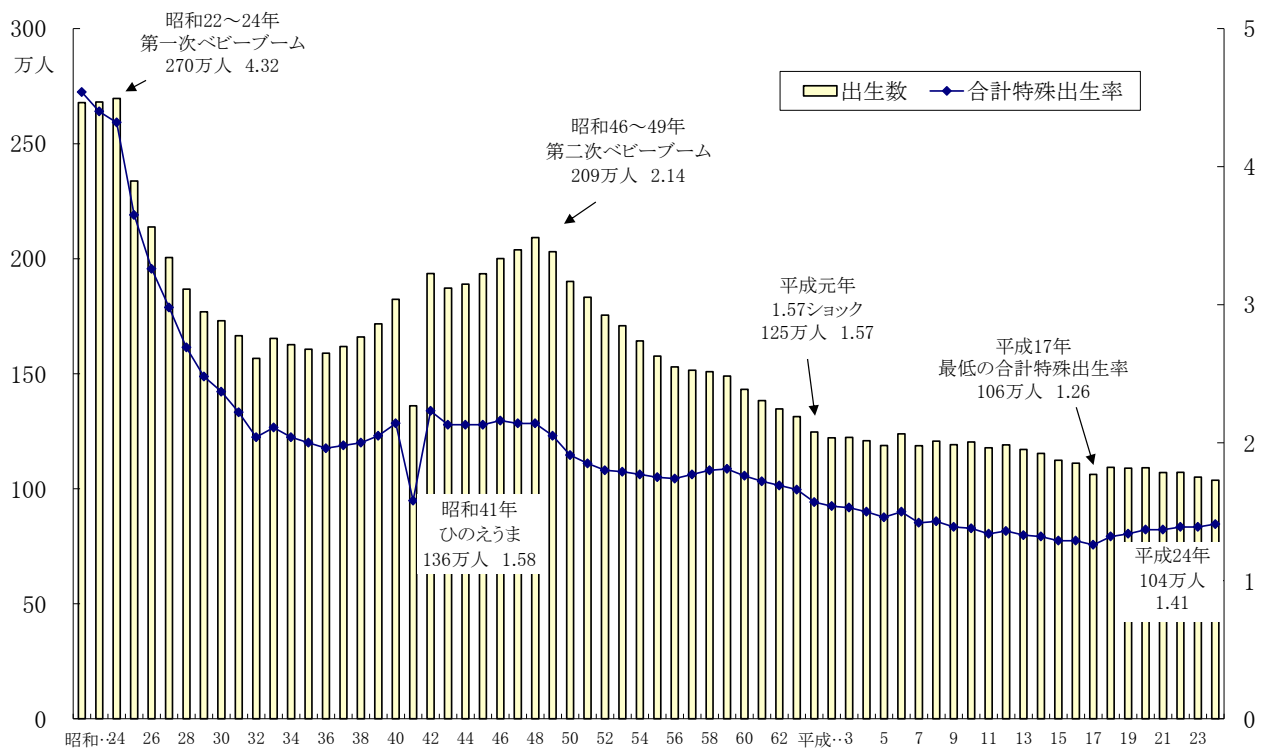
第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行

わが国の出生数は、昭和48年の記録にある209万人出生以降、減少の一途をたどり、近年は100～110万人の間で推移しています。1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる、合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。
1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされる。

2 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生み育てる家庭を取り巻く社会の変化挙げられます。

国勢調査によると、わが国の平成 22 年の生涯未婚率は、男性が 20.1%、女性は 10.6%となっており、これは昭和 55 年の男性 2.6%、女性 4.5%と比較すると、大きく上昇しています。また、平成 24 年の日本人の平均初婚年齢は、男性が 30.8 歳、女性が 29.2 歳と平均初婚年齢が高くなる晩婚化の進行に加え、平成 24 年の第 1 子の平均出産年齢が 30.3 歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、親をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

第2節 計画の趣旨・目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

これまで壮瞥町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「そうべつ次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援体制の整備を図ってきました。また、平成22年4月には、幼児教育の総合施設として認定こども園が開園し、幼保一体的なサービスの提供がスタートしたところです。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、わが国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると言えます。

本計画は、本町における教育・保育及び子ども・子育て支援サービスの質を高めるため、各サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みとこれらの提供体制を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援行動計画（後期計画）で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第4節 計画期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までを計画期間とします。

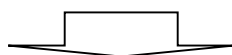
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
壮瞥町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕									
				見直し ⇒	壮瞥町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕				

第5節 基本理念・基本目標

「そうべつ次世代育成支援対策行動計画」では、「子どもの視点」、「次代の親づくりという視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「地域からの視点」の4つの視点をキーワードとして、目指すべき将来像を「子どもが、親が、地域が育つ・・・子育て支援そうべつ」としてきました。

本計画では、この「次世代育成支援対策行動計画」における子ども・子育てに関する基本的な考え方を踏襲し、さらなる充実に向けて各施策の推進に努めていきます。

- ① **子どもの視点【健やかに生まれ育つ環境づくり】**
子育て支援サービス等により多くの影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮します。また、子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立った取組を進めます。
- ② **次代の親づくりという視点【豊かな人間性を形成する基盤づくり】**
子どもは次代の親になるという認識の元に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成の取組を進めます。
- ③ **すべての子どもと家庭への支援の視点【社会全体で支援する仕組みづくり】**
子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。
- ④ **地域からの視点【地域で子育て家庭を支える体制づくり】**
家庭はすべての子育ての原点であるという認識の元に、すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育てネットワークができる取組を進めます。



子どもが、親が、地域が育つ・・・

子育て支援そうべつ

第6節 区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

壮瞥町の教育・保育施設としては、滝之町地区に認定こども園そうべつ子どもセンターがあります。子どもの健やかな成長のためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育んでいくことが大切であり、そのためには、少人数の中で特定の子どもの関係づくりを進めるよりも、一定の規模の集団の中で様々な子どもと接することが重要です。本町では、子どもの人口の減少にともない、久保内へき地保育所を休所（平成26年度より）する一方で、平成22年4月に施設の老朽化等により滝之町保育所の閉所から認定こども園そうべつ子どもセンターそうべつ保育所を開園し、幼保一体のサービスをスタートさせたところで、町全体でサービスの提供体制の整備を図っています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

以上のような理由から、壮瞥町では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて全町1地区として設定し、引き続き、町全域で子ども・子育て支援サービスの調整を図っていきます。

第2章 壮瞥町の子どもを取り巻く状況

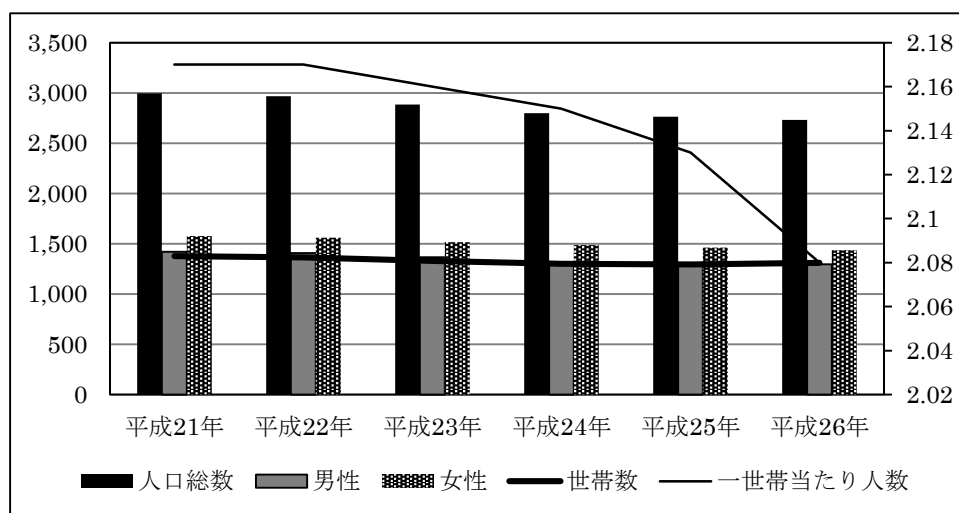
第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚

1 総人口と総世帯の状況

平成26年11月末の本町の人口は2,712人で、世帯は1,322世帯、一世帯当たりの人口は2.05人となっています。人口については、平成7年以降、減少が続いています。世帯数については、平成7年以降、減少が続いていましたが、平成22年から平成26年にかけて微増しています。また、一世帯当たりの人口については、平成26年には2.0人を割り、世帯の少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口総数	2,995	2,969	2,884	2,800	2,763	2,733
男性	1,420	1,408	1,367	1,313	1,301	1,297
女性	1,575	1,561	1,517	1,487	1,462	1,436
世帯数	1,378	1,366	1,330	1,300	1,296	1,309
一世帯当たり人数	2.17	2.17	2.16	2.15	2.13	2.08



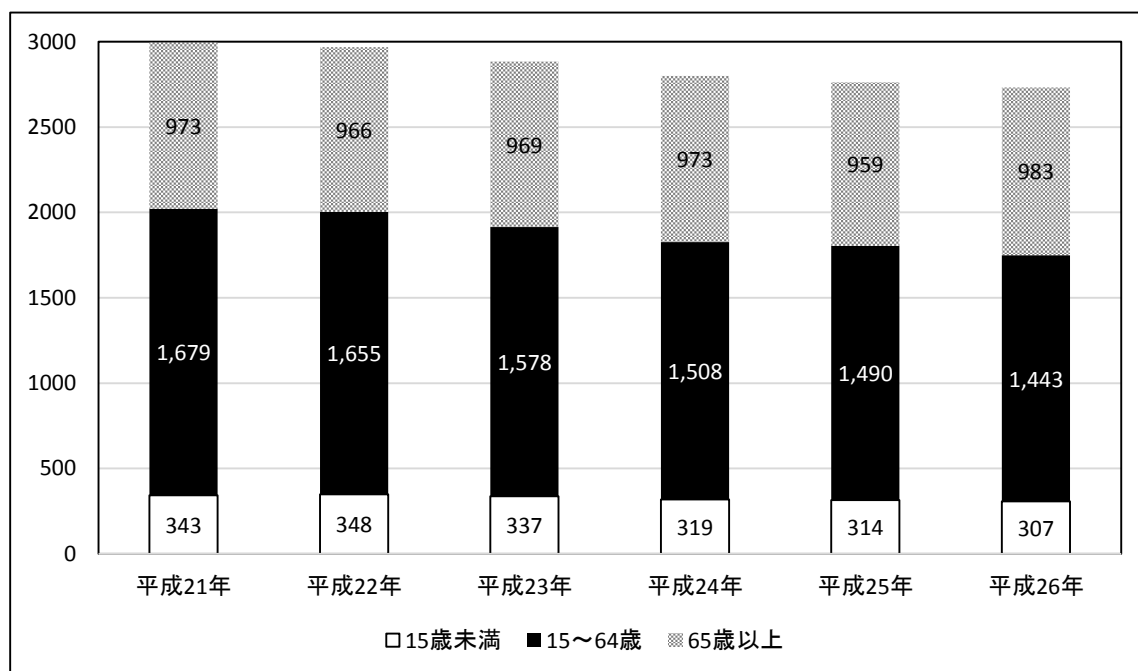
資料：住民基本台帳 各年3月31日

2 年齢3区分人口の推移

平成26年3月末現在の本町の15歳未満の人口は307人で年少人口比率は11.2%である一方、65歳以上の人口は983人で高齢人口比率は36.0%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しております。

<年齢3区分人口構成の推移>

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	2,995	2,969	2,884	2,800	2,763	2,733
15歳未満	343	348	337	319	314	307
割合	11.5%	11.7%	11.7%	11.4%	11.4%	11.2%
15～64歳	1,679	1,655	1,578	1,508	1,490	1,443
割合	56.1%	55.7%	54.7%	53.9%	53.9%	52.8%
65歳以上	973	966	969	973	959	983
割合	32.4%	32.5%	33.6%	34.8%	34.7%	36.0%



資料：住民基本台帳 各年3月31日

3 人口動態

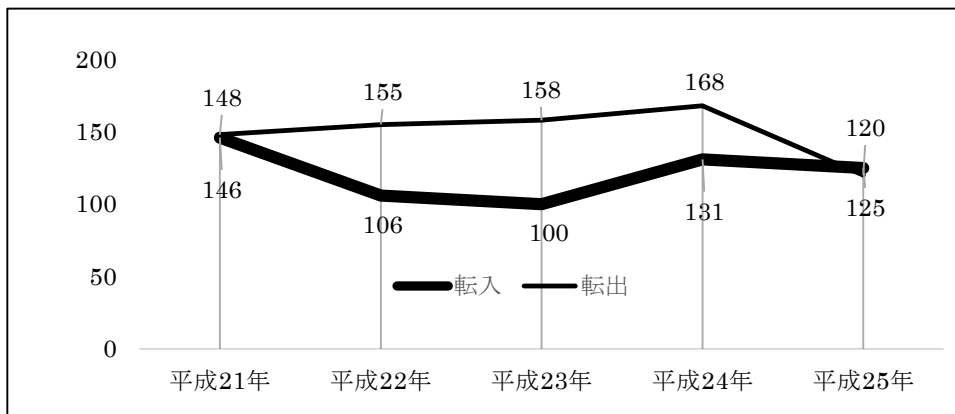
平成20年から平成25年までの人口動態をみると、自然動態については平成20年以降、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については年によって社会増と社会減があります。自然動態と社会動態を加算した人口動態については全ての年で、15～85人の間で人口減の状況が続いています。

＜人口動態の推移＞

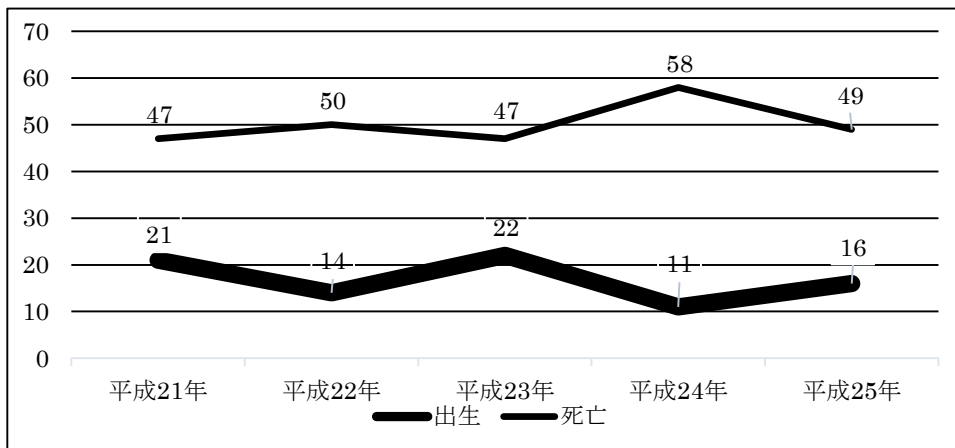
	人 口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成21年	21	47	-26	146	148	-2	-28
平成22年	14	50	-36	106	155	-49	-85
平成23年	22	47	-25	100	158	-58	-83
平成24年	11	58	-47	131	168	-37	-84
平成25年	16	49	-33	125	120	5	-28

資料：住民基本台帳年報、各年3月末

＜社会動態＞



＜自然動態＞



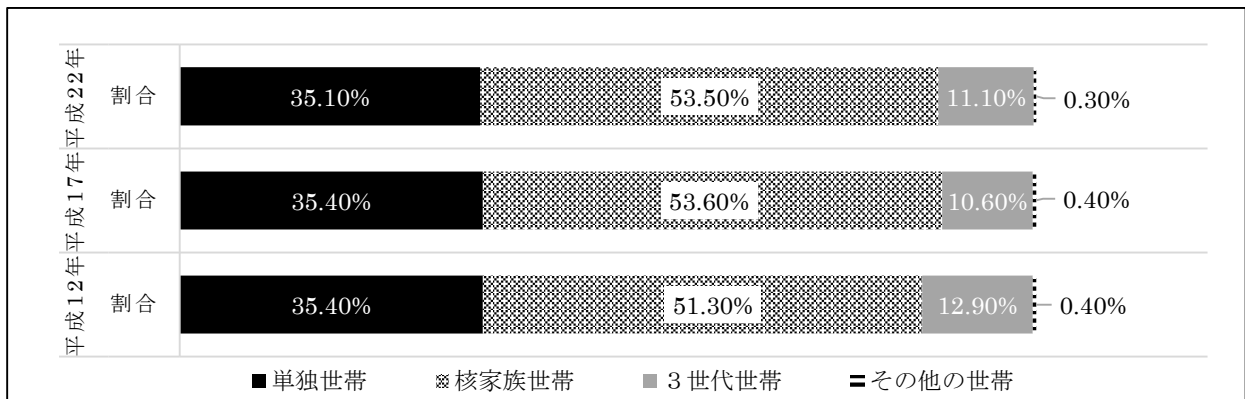
4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成22年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が649世帯で、三世帯世帯が134世帯、単独世帯が426世帯となっています。構成割合をみると、全類型ではほぼ横ばいとなっています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では225世帯で、一般世帯の18.5%を占めています。平成12年以降、減少傾向が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

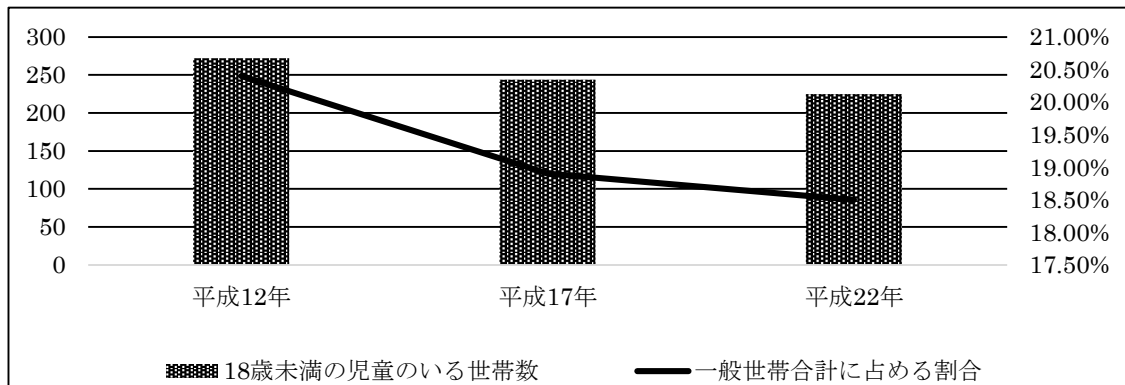
	平成12年		平成17年		平成22年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単独世帯	472	35.4%	456	35.4%	426	35.1%
核家族世帯	683	51.3%	690	53.6%	649	53.5%
三世帯世帯	173	12.9%	137	10.6%	134	11.1%
その他の世帯	4	0.4%	5	0.4%	4	0.3%
合計(一般世帯数)	1,332	100.0%	1,288	100.0%	1,213	100.0%



資料：国勢調査

＜18歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の児童のいる世帯数	272	244	225
一般世帯合計に占める割合	20.4%	18.9%	18.5%



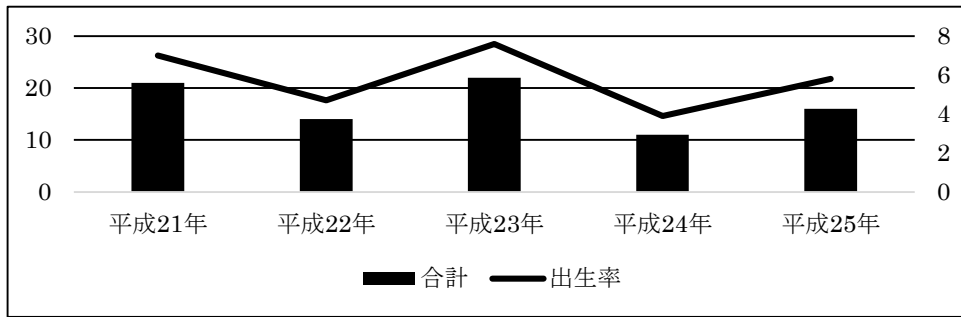
資料：国勢調査

5 出生率の推移

本町の平成 25 年の出生数は 16 人で年々減少傾向にあります。出生率の推移をみると、3.9～7.0 人となっています。

＜出生数の推移＞

性別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
男性	15	11	6	7	8
女性	6	3	16	4	8
合計	21	14	22	11	16
出生率	7.0	4.7	7.6	3.9	5.8



資料：住民福祉課調べ。出生率算出には、各年 3 月末の住民基本台帳人口を用いた。

6 配偶関係の状況

各性別共に 35～39 歳の未婚者数が増加傾向にあり、逆に 20～24 歳では減少しています。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
		未婚者数	割合	未婚者数	割合	未婚者数	割合
女性	20～24 歳	96	27.1%	60	21.7%	45	18.2%
	25～29 歳	46	13.0%	39	14.1%	39	15.8%
	30～34 歳	17	4.8%	27	9.7%	19	7.7%
	35～39 歳	18	5.1%	10	3.6%	22	8.9%
男性	20～24 歳	71	15.9%	48	13.1%	25	8.2%
	25～29 歳	75	16.9%	39	10.7%	39	12.7%
	30～34 歳	33	7.4%	50	13.7%	31	10.1%
	35～39 歳	32	7.2%	27	7.4%	35	11.4%

資料：国勢調査。割合は、年度毎性別未婚総数に対する未婚者数。

7 婚姻・離婚の状況

平成 25 年の婚姻件数は 6 件、離婚件数は 6 件となっています。

＜婚姻・離婚件数の推移＞

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
婚姻	11	11	11	12	6
離婚	4	3	3	4	6

資料：住民福祉課調べ

8 女性の就業率の状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成 22 年と平成 12 年を比較すると、出産・育児期にあたる 30 歳代にかけて低くなる傾向にあります。

また、平成 22 年について、本町と全国平均と比較すると、19 歳以下以外の年齢層については、本町が全国を上回っています。

＜女性の就業率＞

年度	区分	総数	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
平成 12 年	壮瞥町	49.2	39.8	90.9	72.4	64	78.1	80.4	78	79.9	65.4	47.6	14.5
	北海道	44.1	16.4	66.6	63.6	53	55.5	63.7	65.9	61.6	51.7	33.3	11.2
	全国	46.2	13.6	65.2	65.1	53.7	57.7	66.3	68.5	64.6	55.6	37.2	14.1
平成 17 年	壮瞥町	45.5	35.4	77.1	74	61.3	71.6	86.8	88.1	78.3	68.6	55.4	13.9
	北海道	42.8	16.4	60.5	62	55.5	57.7	64.8	68	63.5	54.6	35.4	10.6
	全国	45.5	14.5	61.4	66.1	57.5	58.9	60.7	70.4	66.2	57.9	39.1	13.8
平成 22 年	壮瞥町	42.9	10	75	78.9	70.5	70.7	74.6	82.2	80.4	71.5	54.1	15.4
	北海道	42.5	14.9	61.2	65.2	60	60.5	65.5	68.9	66.1	57.5	40.9	10.7
	全国	44.6	13.2	60.2	67.1	60.6	60.3	65	69.3	68	59.7	43.9	13.7

資料：国勢調査

9 児童人口の推移

平成 26 年 4 月現在の 0～18 歳までの児童人口の合計は 402 人で、平成 22 年からの推移をみると、減少傾向にあります。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0歳	19	14	20	12	18
1歳	28	19	17	19	11
2歳	25	25	16	17	18
3歳	28	26	24	19	16
4歳	19	27	25	24	20
5歳	20	19	28	26	22
6歳	20	21	19	29	26
7歳	29	20	21	18	27
8歳	21	27	20	21	18
9歳	17	21	27	19	23
10歳	28	15	21	27	19
11歳	21	25	16	22	28
12歳	20	19	25	16	20
13歳	38	20	18	25	16
14歳	22	37	20	18	25
15歳	24	18	36	22	18
16歳	19	24	19	34	22
17歳	28	18	23	19	34
18歳	25	27	18	17	21
0～2歳合計	72	58	53	48	47
3～5歳合計	67	72	77	69	58
6～8歳合計	70	68	60	68	71
9～11歳合計	66	61	64	68	70
0～11歳合計	275	259	254	253	246
0～18歳合計	451	422	413	404	402

資料：住民基本台帳 各年 4 月 30 日現在数

第2節 子ども・子育て支援サービスの状況

1 教育・保育施設の状況

壮瞥町には、公立の認定こども園が1か所あります。平成26年度の認定こども園長時間児の定員の合計は75名です。また、保育に欠けない児童も短時間保育として10名の定員で、合計85名です。入所児童数は、ほぼ横ばいに推移しています。

保護者の多様なニーズに対応するため、乳児保育、障がい児の受入れ、アレルギー対応食の提供もしています。

<教育・保育施設の状況>

	名称	入所可能年齢	定員	所在地	開所時間
公立	認定こども園 そうべつ保育所	6か月～	85名	壮瞥町字滝之町 432番地9	7時30分～18時30分

〔平成26年4月現在〕

<教育・保育施設の入所者数の推移>

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
公立	そうべつ保育所(長時間)	45	54	67	57	49
	そうべつ保育所(短時間)	15	12	8	8	15
	合計	60	66	75	65	64

〔各年5月1日現在〕

<教育・保育施設の実施サービス>

	名称	延長保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育	備考
公立	そうべつ保育所			○	○	

〔平成26年4月現在〕

2 地域子ども・子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流及び相談等の場として、平成22年度からこども園内で子育て支援センター「げんき」を週5日開設しています。週2-3日サークル日を設け各種行事を行っております。

<子ども・子育て支援拠点事業の利用者数の推移>

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
719	1,327	1,754	2,346

〔年間延べ人数〕

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない家庭の小学生を対象に、壮瞥小学校区児童はそうべつ子どもセンター内そうべつ児童クラブ（定員 25 名）、久保内小学校区児童は青少年会館内くぼない児童クラブ（定員 20 名）を平成 22 年より開設しています。登録者数は、そうべつ児童クラブで年々増加しています。

＜放課後児童クラブの登録者数の推移＞

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
そうべつ	25	8	16	24	33
くぼない	10	19	12	12	12
計	35	27	28	36	45

〔各年 4 月 1 日〕

4 母子保健事業

妊娠された方には、母子保健手帳の交付時に、妊婦一般健康診査受診票（14 回分）、超音波検査受診票（11 回分）を配布とともに、妊娠期の不安軽減を図るため、保健師による面接を実施しています。出産後には、新生児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促すことができるように支援するため、保健師による新生児訪問並びに栄養士による栄養指導訪問を実施しています。

＜妊婦健康診査の受診票配布人数＞

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
15	16	17	13

＜新生児訪問数＞

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
14	21	11	16

5 経済的支援

国の制度に基づき、児童手当の支給等に加え、子どもを安心して産み育てられる環境を支援するため、予防接種費の一部助成、中学校卒業までの医療費全額無料化を実施しています。

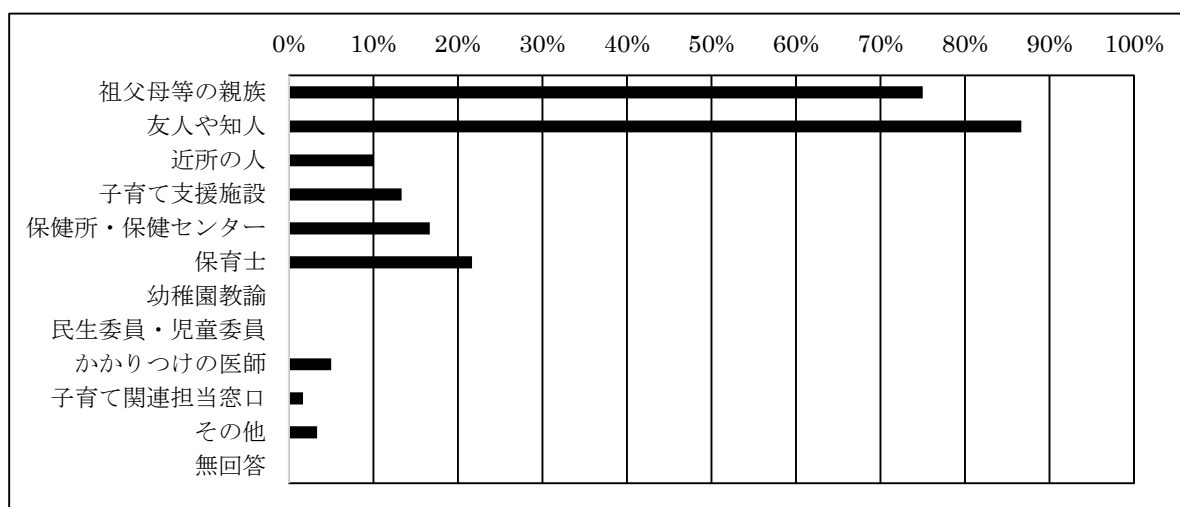
第3節 アンケート調査結果

アンケート調査については、小学校就学前の子どものいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために平成26年2月に実施しました。町内の小学校就学前の子どもがいる全世帯97世帯に配布し、61世帯分を回収し、回収率は62.8%でした。また、97世帯の児童総数は、139人でした。

1 子育てに関する悩みの相談先

子育てに関する悩みの相談先としては、「友人や知人」、「配偶者」、「父母・祖父母等の親族」の順に多くなっており、身近な人に相談している傾向が窺われます。しかし、「相談すべき人がいない」も1.6%おり、相談先のない人への支援が求められていると言えます。

<子育てに関する悩みの相談先>



資料：壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成26年）

【その他自由意見】

- ・保育所の位置が変わり遠くなったことにより車を持たない今、夏場は良くても冬に通えない。
 - ・短時間保育でも急な用事ができた場合は長時間保育と同じように延長できればよい。
 - ・親戚など近くにいないので、病児保育や一時預かり、ファミリーサポートなどが無い状況がとても不安だった。
- ニーズは少ないかもしれないがあって欲しい。

図書室の読み聞かせボランティアの方に、あたたかく見守って頂いて子どもも成長したし、声をかけて頂いて母親の私自身もファミリーサポートなどがなくても、いざという時には何とかなると安心できた。本当に感謝している。支援センター、ひだまりの会、お世話になりました。継続してください。

- ・子どもが病気だけれども仕事を休めない時などに預かってくれる施設があるとよい。
- ・今のままでよい。
- ・住宅環境
- ・食事を食べないことで、保健センターの栄養士に相談してみたいと思いながら、保育所に通ってからは、保健センターの利用がないので相談しづらく行けなかった。(保育士には相談していた) 広報などに相談に行ってもいいなど載せてもらえるとありがたい。
- ・低学年まで利用できる病児保育があるとよい。

2 教育・保育事業の利用意向

施設利用意向としては認定子ども園、認可保育所の利用意向が高く、幼稚園と続いています。

区分	世帯数	比率	3歳未満	3歳以上	居住町	他市
幼稚園	15	24.59%	6	9	14	1
幼稚園の預かり事業	9	14.75%	5	4	9	0
認可保育所	24	39.34%	13	11	23	1
認定こども園	39	63.93%	9	30	37	2
小規模な保育施設	8	13.11%	5	3	8	0
家庭的保育	5	8.20%	2	3	5	0
事業所内保育施設	5	8.20%	3	2	5	0
その他の認可外保育施設	2	3.28%	1	1	2	0
居宅訪問型保育	1	1.64%	1	0	1	0
ファミリー・サポート・センター	6	9.84%	2	4	5	1
その他	0	0.00%	0	0	0	0
無回答	2	3.28%	0	2		

資料：壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成26年）

3 子育て環境に対する考え

壮瞥町における子育ての環境や支援への満足度は5段階で3普通が36.07%であり、やや満足、大変満足を含めると86%という結果でした。やや不満、不満では6.5%であり、さらなる環境整備が重要であります。

<子育て環境や支援への満足度>

区 分		世帯数	比率
低	1	1	1.64%
	2	3	4.92%
↓	3	22	36.07%
	4	18	29.51%
高	5	13	21.31%
無回答		4	6.56%
合 計		61	100.00%

【その他自由意見】

- ・土日祝日にも利用できる屋外、屋内の施設があるとよい。
ドラッグストアがあると何かと便利です。子どもの急なけがや発熱などの時。
- ・学校に近い所に団地や町の住宅が建って欲しい。
- ・保健師が支援センターにいてくれると相談等がよりしやすいと思う。
- ・初めての子育てに対してわからないことが多いので、より多くのサポートがあると良い(離乳食についてとか)。
- ・他市町村の方からうらやましいと言われることがあります。子育ての環境、色々なレクリエーション等の連絡行き届いているそうです。
- ・学校、保育所、学童が近く互いに近く、送迎が大変で助かってます。
- ・子どもの医療費無料や予防接種の補助など大変ありがたい。継続して欲しい。
- ・保育料を在所しないと半額、もしくは無料じゃなくて、在所なくても子どもの人数で保育料を決めて欲しい。
- ・いつもありがとうございます。子育て支援の手厚さに感謝しています。
- スクールバスのこまめな動きやキッズスポーツ教室の実施、そりすべり場の整備などありがたく思います。
- ・医療費無料は本当に助かっています。もっと周辺地域に売り込めばいいと思う。
- ・非常に充実していると思います。安心感があります。がんばってください。
- ・保育所の行事等、保護者の負担が大きいと思うことが多々ある。
保護者主催の行事は他市町村では聞いたことがなかったので驚いている。
- ・病気の際に預けることのできる施設があればとても助かります。

第4節 将来人口推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の人口は、平成27年には255人であったものが、平成31年には257人となり、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	17	17	17	17	17
1歳	19	17	17	17	17
2歳	22	34	30	30	30
3歳	24	24	37	32	32
4歳	15	17	17	26	26
5歳	15	15	17	17	17
6歳	26	15	15	17	17
7歳	26	23	13	13	13
8歳	26	27	23	13	13
9歳	24	29	30	25	25
10歳	18	18	21	21	21
11歳	23	25	25	29	29
0～2歳合計	58	68	64	64	64
3～5歳合計	54	56	71	75	75
6～8歳合計	78	65	51	43	43
9～11歳合計	65	72	76	75	75
0～11歳合計	255	261	262	257	257

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

第3章 子ども・子育て支援サービスの見込み

計画期間における子ども・子育て支援サービスの見込みは、平成26年1月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、家族類型別の子どもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出しました。

<国から示された量の見込み算出項目>

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」などは、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出。

<算出方法>

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、平成27～31年度の0～11歳の子ども的人口を推計する。
家庭類型の分類	<p>ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】</p> <p>※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。</p> <p>タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD：専業主婦（夫） タイプE：パート×パート タイプE'：パート×パート（短時間） タイプF：無業×無業</p> <p style="text-align: right;">} 年齢別に分類</p>
量の見込み算出	<p>家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。</p> <p>●教育・保育の量の見込みの場合、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出。 ●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。</p>

第1節 子どものための教育・保育給付

本町における教育・保育施設の量の見込みは、下表のとおりです。

	26年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
① 第1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	14	10	10	10	14	14
認定こども園短時間児(①)	14	10	10	13	14	14
② 第2号認定こども(3～5歳)	36	20	20	26	28	28
③ 第3号認定こども(0歳)	3	10	10	10	10	10
④ 第3号認定こども(1, 2歳)	13	27	35	32	32	32
保育所、認定こども園長時間児(②+③+④)	52	57	65	68	70	70

※小数第1位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

※各年4月時点の入所者数を想定

第2節 地域子ども・子育て支援事業

本町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、下表のとおりです。

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 利用者支援事業	未実施	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域子育て支援拠点事業	10人回/月	36人回/月	42人回/月	40人回/月	40人回/月	40人回/月
③ 妊婦健康診査	238件/年	238件/年	238件/年	238件/年	238件/年	238件/年
④ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・妊産婦訪問事業)	17人	17人	17人	17人	17人	17人
⑤ 養育支援訪問事業等	未実施	-	-	-	-	-
⑥ 子育て短期支援事業	未実施	-	-	-	-	-
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	未実施	114人/日	126人/日	137人/日	142人/日	142人/日
⑧ 一時預かり事業(認定こども園短時間児を対象)	未実施	-	-	-	-	-
⑨ 一時預かり事業(⑧以外)	未実施	559延人/年	619延人/年	675延人/年	694延人/年	694延人/年
⑩ 延長保育事業	未実施	18人	18人	20人	19人	19人
⑪ 病児保育事業	未実施	-	-	-	-	-
⑫ 放課後児童健全育成事業	45人	53人	51人	45人	43人	43人
⑬ 時間外保育事業	未実施	6人	7人	7人	7人	7人

※各年4月1日現在の登録者数

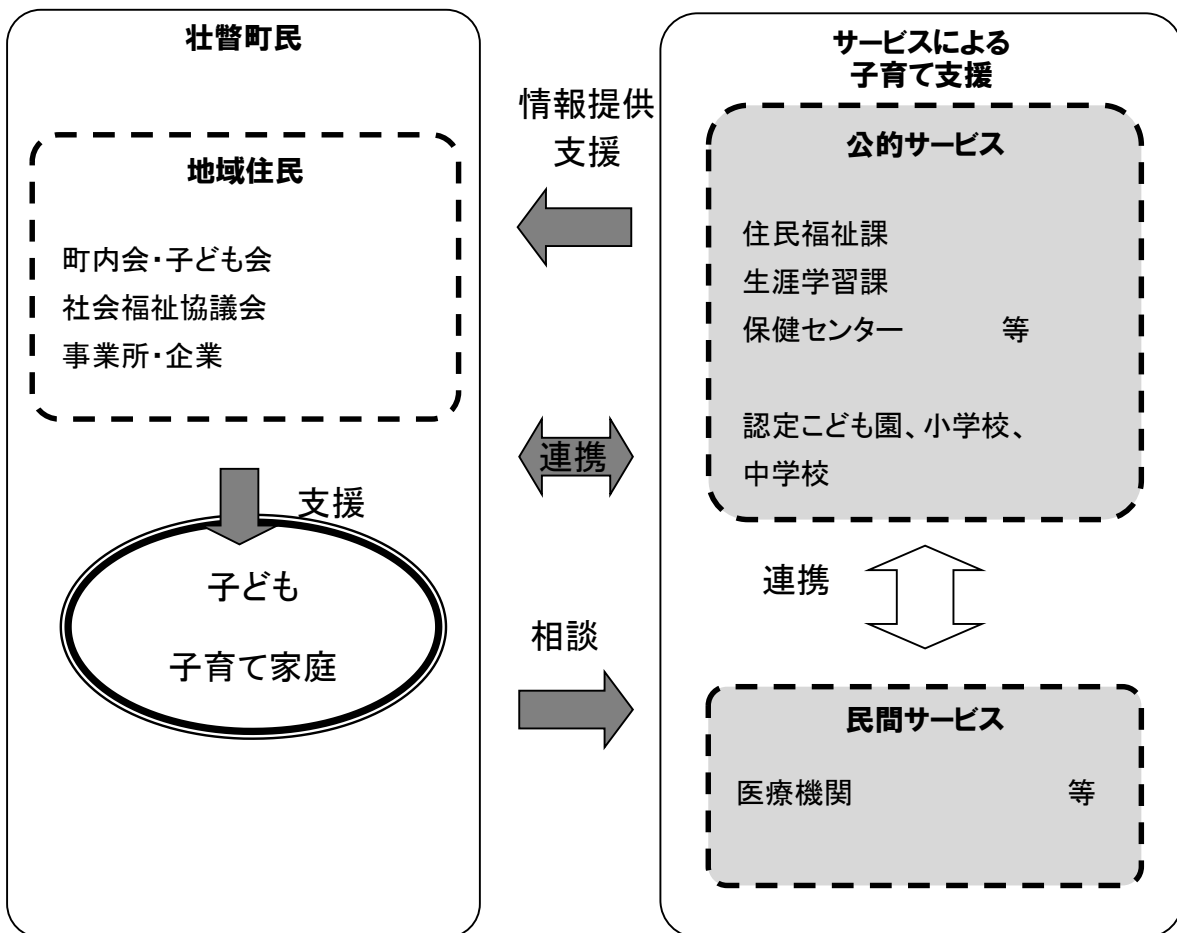
第4章 子ども・子育て支援サービスの確保策

第1節 関係機関との連携体制の構築

本計画における多くの事業は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

また、本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素です。子どもを含む住民と各種関係団体との連携に努め、施策を推進していきます。

<連携イメージ図>



第2節 各種サービスの確保策

1 子どものための教育・保育給付

壮瞥町では、認定こども園そうべつ保育所の利用者が、教育・保育給付の対象となります。0歳児保育の利用希望数が高く出ておりますが、平成29年度までに入所定員数の検討を行います。

〔提供量〕

	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
① 第1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	10	10	10	10	14
認定こども園短時間児(①)	10	10	10	10	14
② 第2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	54	54	54	54	50
③ 第3号認定こども(0歳)	3	3	10	10	10
④ 第3号認定こども(1, 2歳)	18	18	32	32	32
認定こども園長時間児(②+③+④)	75	75	96	96	92

2 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。壮瞥町では、子育て支援に関する情報提供や相談は、役場の窓口や、保育所で受けています。専任の職員の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関で連携をとり、対応に努めていきます。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。そうべつ子どもセンター内子育て支援センターげんきで、週5日開設しています。引き続き、事業を実施します。

3 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、妊婦の経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産のために、妊婦一般健康診査受診票(14回分)、超音波検査受診票(11回分)を

配布します。受診票の配布を継続するとともに、引き続き、受診率 100%となるよう、受診勧奨に努めていきます。

4 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。壮瞥町では、引き続き全数訪問に努めていきます。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。新生児訪問や、乳幼児健診未受診者の家庭への訪問を通して、家庭状況を把握し、適切な支援に努めていきます。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として 7 日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。町内での確保は難しいため、周辺の市町村と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。利用者ニーズに努めながら一時的な子どもの預け先について、住民同士が協力できるような体制づくりに向けて、意識の啓発や、必要な研修制度の導入等、体制づくりを検討していきます。

8 一時預かり事業

一時預かり事業は、未就園児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。利用者ニーズを把握しつつ事業実施に向けた検討を行います。

9 延長保育事業

延長保育事業は、11時間以上の開所時間で保育を行う事業です。今後、利用者のニーズ調査を行い動向を踏まえつつ事業化を検討していきます。

10 病児保育事業

病児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内あるいは、周辺の市町村と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子供教室）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね11歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。壮瞥町では、そうべつ児童クラブ、くぼない児童クラブを開設しており、引き続き継続していきます。

また、計画期間内において、各放課後児童クラブ（2箇所）が放課後子供教室と一体となった事業を実施することを目指し、各関係機関が連携し取組を推進していきます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。新規事業のため、国や周辺の市町村の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規事業のため、国や周辺の市町村の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

〔提供量〕

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査	238件/年	238件/年	238件/年	238件/年	238件/年
乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問事業）	17人	17人	17人	17人	17人
養育支援訪問事業等	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
子育て短期支援事業	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年
ファミリー・サポート・センター事業	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年	142延人/年
一時預かり事業（未就園児対象）	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年	694延人/年
一時預かり事業（認定こども園短時間児）	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年
延長保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
病児保育事業	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年	0延人/年
放課後児童健全育成事業	53人	51人	45人	43人	43人
時間外保育事業	0か所	0か所	0か所	0か所	7人1か所

第5章 施策の展開

第1節 地域における子育ての支援

<現状と課題>

- 就学前の子どもの教育・保育については、公立の認定こども園および保育所で実施しています。入所児童数は、ほぼ横ばいに推移しています。
- 保護者の就労等など多様なニーズに応じて、生後6か月からの乳児保育や障がい児保育、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。

参考 利用者数

	平成22年度	平成26年度
通常保育（長・短両方）	60人	64人
乳児保育事業	0人	3人
障がい児保育	0人	1人

※各10月1日現在の人数

- 親子の交流・相談・遊びの場については、子育て支援センターげんきにて週5日の開設を実施しています。また、週2回のサークルの開催や、随時子ども相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めています。

	平成22年度	平成25年度
地域子ども・子育て支援拠点事業	719人	2,346人

<基本方針>

- ①保育サービスの充実
- ②地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ③児童の健全育成

1 保育サービスの充実

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
1	就学前児童のための教育・保育の提供	そうべつ保育所においては朝7時30分から18時30分までの11時間保育を実施します。第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	認定こども園 そうべつ保育所 定員 85名	継続	住民福祉課
2	乳児(0歳児)保育事業	そうべつ保育所において6か月より受け入れをしています。引き続き事業を継続します。	1か所 3人	継続	住民福祉課
3	障がい児保育事業	そうべつ保育所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業を推進します。	1か所 1人	1か所 2人	住民福祉課
4	放課後児童健全育成事業	壮警小学校区・久保内小学校区において、小学校1～6年生を対象に、そうべつ児童クラブ、くぼない児童クラブを実施します。第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	2か所 285日開設 定員 45名	継続	住民福祉課

2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
5	機関訪問	情報交換が必要な機関と連携しながら、胆振西部児童デイサービスセンター職員、太陽の園作業療法士・臨床心理士、町保健師、機関関係者が必要に応じ実施します。	年5回	継続	住民福祉課
6	子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と促進、子育てに関する相談・援助・講習等の子育て支援センターげんきにて開催します。	町営 週5開設 職員2名配置	継続	住民福祉課
7	子育てに関する情報提供の充実	ホームページや広報等の媒体を通じて、子育てに関する情報提供の充実に努めます。また、地域住民にとって身近な施設となるよう、保育所や学校の活動内容を公表します。	実施	継続	住民福祉課

3 児童の健全育成

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
8	親子ふれあい 事業	親子での生活や、遊びの経験を豊かにする体験的な学習の機会を設けます。	実施	継続	生涯学 習課
9	子ども会各種 交流事業	町内子ども会活動の支援と、町内かるた大会、スポーツ交流会等を開催します。	実施	継続	生涯学 習課
10	山美湖大学と の交流	山美湖大学(高齢者大学)との交流を図ります。	実施	継続	生涯学 習課
11	ブックスタート	乳幼児健診時等に合わせ、ボランティア等による絵本の読み聞かせを通して、親子とのスキンシップを深めることを応援する子育て支援策として「ブックスタートパック」を配布します。	実施	継続	住民福 祉課
12	保育所・こども 園、小学校の連 携	こども園、保育所から小学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・交流給食 等	実施	継続	住民福 祉課 生涯学 習課
13	小学校、中学校 の連携	小学校から中学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・乗り入れ授業 ・運動会での行進曲演奏 等	実施	継続	生涯学 習課
14	思春期におけ る乳幼児とのふ れあい体験学 習等	次代の親となるべき子どもたちが、命の尊さ、大切さを実感できるように、中学生を対象とし乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験、性教育講義等を実施します。	実施	継続	住民福 祉課

第2節 母親と乳幼児等の健康の確保と増進

<現状と課題>

- 壮瞥町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。
- 食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域小児医療体制の整備を図ります。

<基本方針>

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療の充実

1 子どもや母親の健康の確保

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
15	母子手帳交付時の面接	妊娠期の不安軽減を図るため、母子手帳交付時に保健師による面接を実施します。	12人実施	15人	住民福祉課
16	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠経過が順調かどうか、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を交付します。	13人交付 13人受診	受診率 100%	住民福祉課
17	赤ちゃん訪問 (低体重児・未熟児訪問を含む)	新生児・乳児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促していかよう支援するため保健師と栄養士が家庭を訪問し、身体計測や育児相談等を実施します。	16人実施 100%訪問	100%訪問	住民福祉課
18	乳児健診	4・7・12か月児を対象に、年3回、診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談等を実施します。	3~4か月健診 94.1% 6~7か月健診 88.2% 11~12か月健診 92.3%	年3回受診率 100%	住民福祉課
19	1歳6か月児健診	1歳6か月児を対象に、年6回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	86.7%	年6回受診率 100%	住民福祉課
20	2歳児健診	2歳児を対象に、年6回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	85.7%	年6回受診率 100%	住民福祉課
21	3歳児健診	3歳児を対象に、年6回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	85.7%	年6回受診率 100%	住民福祉課
22	フッ素塗布	1歳～4歳未満児を対象に、年3回、フッ素塗布、歯科診察、歯科指導、育児相談、栄養相談を実施します。	66.2%	年3回受診率 70%	住民福祉課
23	保育所入所児童フッ素洗口	年中、年長児保育所在園児童にフッ素洗口を実施します。	実施	継続	住民福祉課
24	フッ素洗口液無料配布	4歳～小学校就学前児童、保育所入所児童以外にフッ素洗口液を無料配布します。	実施	継続	住民福祉課
25	予防接種	感染予防を図るため、集団及び個別に各種予防接種を実施します。	法定接種 4.2～100%	法定接種 100%	住民福祉課

2 食育の推進

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
26	保育所自園野菜栽培による食育の推進	保育所園庭において園児野菜栽培による食育の推進を行います。	実施	継続	住民福祉課
27	小学校食育の推進	小学校を対象として、食生活改善推進員が学校農園で育成、収穫した作物、町内農家より提供頂いた野菜を用いて児童と共に調理実習、栄養講話を行う。	年2回	年2回	住民福祉課

3 小児医療の充実

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
28	乳幼児等医療助成事業	中学校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	実施	継続	住民福祉課
29	小児救急支援事業	休日及び夜間の小児医療確保について、市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院の3院で対応するため、胆振西部3市3町で費用負担します。	3か所	3か所	住民福祉課

第3節 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

<現状と課題>

- 学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てるという「生きる力」を育むことを掲げています。町内の小学校では、少子化が進行していますが、地域性を活かした様々な活動を取り入れるとともに、就学前から中学校までの一貫した教育に努めています。
- 近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

<基本方針>

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- ②家庭や地域の教育力の向上

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
30	「私たちの道徳」配布	各小・中学校の道徳の授業で使用する「私たちの道徳」を配布します。	実施	継続	生涯学習課
31	生徒指導連絡協議会の設置	各学校及び関係機関との連絡会議を実施します。	実施	継続	生涯学習課
32	各学校での防犯教室実施	各小・中学校で危機管理マニュアル等を作成し、「交通安全」「防犯」教室などを実施します。	実施	継続	生涯学習課
33	学校評議員制度の設置・活用事業	小中学校に評議員を設置し、学校運営の充実に努めます。	全小中学校 設置	継続	生涯学習課
34	公立学校施設の整備充実推進事業	各小・中学校の施設修繕や図書備品の整備等を行います。	実施	継続	生涯学習課
35	防犯ブザーの配布	新入学1年生(小・中)に防犯ブザーを1人1個配布します。	実施	継続	生涯学習課

2 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
36	子育てボランティアの育成の検討	草刈り、除雪作業、行事への協力、読み聞かせ等、保育サービスの運営の一部に、子育てを応援したい住民の力を活用できるようなボランティアの育成と方策を検討します。	無	実施	住民福祉課
37	父母教室の開催の検討	安定した妊娠期を過ごすため、また、安心して出産・育児にのぞめるよう、子育てに関する知識の普及やグループ実習を通じた友だちづくりなどの支援を検討します。	無	年4回	住民福祉課
38	祖父母教室開催の検討	祖父母世代が孫や地域の子どもの育児を、自信を持って、適切に行うことができるよう、祖父母世代を対象に育児情報・育児に関する学習の機会を提供します。	無	年1回	住民福祉課

第4節 子どもと子育て家庭を支援する環境の整備

<現状と課題>

- 子どもや子ども連れの保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。
- 近年の核家族化にともない、多くの子育て世帯が、職業生活と家庭生活の両立や、主に子育てを担当している方の親の負担について、不安や悩みを抱えていることが考えられます。平成26年に実施したニーズ調査結果では、家庭において子育て（教育を含む）を主にしているのは、「父母ともに」が65.6%となっていました。主に「母親」が29.5%なのに対し、主に父親は1.6%という結果であり、家庭において子育てを主に担当するのは母親という意識が高いことが伺われます。子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをするという意識の啓発を継続していくことが必要です。
- 近年、東日本大震災を始めとする自然災害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、防災意識の啓発、交通安全の啓発、犯罪被害からの防備連携等、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えが求められています。

<基本方針>

- ①生活環境の整備
- ②仕事と家庭の両立の推進
- ③子どもの安全を確保するための活動の推進

1 生活環境の整備

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
39	公共建築におけるシックハウス対策	シックハウス症状群の発生を防止し、施設の利用者及び従事者の健康の保持を図るため、建築物の新築・増改築・修繕の際、シックハウス対策を講じた資材等を使用します。	実施	継続	建設課
40	子育て住宅整備事業	子育て世帯の定住促進に向けたメゾネットタイプの住宅を建設します。	7棟14戸	継続	建設課 企画調整課
41	公共施設におけるバリアフリー化推進	高齢者や身体障がい者を含め、全ての人が円滑に利用できる建築物の促進を図るため、新築・増改築・修繕の際、段差の解消・手すりの設置等の整備を行います。	実施	継続	建設課
42	「夏・冬休みの生活」についての広報紙発行	各休み開始前に生徒指導連絡協議会においてチラシを町内回覧用として配布します。	実施	継続	生涯学習課

2 仕事と家庭の両立の推進

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
再掲	保育サービスの充実	第5章第1節に定める子育て支援サービスの充実に努めます。	実施	継続	住民福祉課

2 子どもの安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
43	各学校と警察の連携	交通安全教室、防犯教室を開催します。	実施	継続	生涯学習課
44	防犯パトロール (防犯協会)	地域安全青色パトロール隊を結成し、随時、隊員自ら青色回転灯装備車による安心・安全のパトロールを実施し、地域全体の防犯体制の強化を図ります。 伊達市・壮瞥町・洞爺湖町・豊浦町	実施	実施	総務課
45	防災教育の実施	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	実施	継続	生涯学習課
46	こぐまぐらぶの開催	保育所において交通安全指導を園児に実施します。	実施	継続	総務課 住民福祉課

第5節 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

- 厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成24年度は66,701件となっています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていくことが必要です。
- ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。本町でも、ニーズ調査結果で、保護者が「父親だけ」、または「母親だけ」と回答した割合は約1割を占め、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。
- 適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受け入れ体制を整備します。

<基本方針>

- ①児童虐待防止対策の推進
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児支援の充実

1 児童虐待防止対策の推進

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
47	要保護児童対策地域協議会の開催	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力ができる体制づくりに取り組みます。	「個別ケース検討会議」の開催 年2回	継続	住民福祉課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
48	ひとり親家庭医療費助成事業	16歳未満の児童を対象とし、入・通院費の自己負担額の全額を助成します。	対象者数 99人	継続	住民福祉課
49	児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している保護者に支給しています。	対象世帯数 25世帯	継続	北海道 住民福祉課

3 障がい児支援の充実

事業番号	事業名	内容	25年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
50	障がい児通園（デイサービス）交通費助成事業	心身に発達の遅れや障がいのある児童に対し、1市3町の共同利用で「あいあいROOM」を利用し、基本動作の指導や日常生活適応訓練等を実施します。	1事業所 0名	継続	住民福祉課

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的且つ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
壮瞥町	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が 総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や壮瞥町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や壮瞥町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「壮瞥町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

壮瞥町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 12 月 15 日

要綱第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下、「法」という。）第 77 条 第 1 項の規定に基づき、壮瞥町子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 関係行政機関の役員及び職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 6 条 子ども・子育て会議が開く会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

壮瞥町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属団体	備 考
金 子 祐 一	町教育委員兼そうべつ保育所保護者会会長	会 長
石 田 透	壮瞥町児童館・そうべつ児童クラブ指導員	副会長
高 野 律 雄	民生児童委員	
成 澤 敏 勇	民生児童委員	
加 藤 靖 将	壮瞥小学校 PTA 連合会会長	
柿 崎 幸 恵	壮瞥小学校長	
佐 渡 眞 弓	そうべつ保育所長	

壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

年 月 日	内容
平成26年 2月20日	アンケート調査開始
平成26年 3月 7日	アンケート調査終了
平成26年12月26日	第1回壮瞥町子ども・子育て会議 審議事項説明
平成27年 2月13日	第2回壮瞥町子ども・子育て会議 審議・終了
平成27年 3月 4日	町長への答申、事業計画決定

平成27年3月4日

壮瞥町長 佐藤 秀敏 様

壮瞥町子ども・子育て会議
会長 金子 祐一

壮瞥町子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成26年12月26日壮福祉号を以て諮問された、壮瞥町子ども・子育て支援事業計画について、本町の現状と課題を分析し慎重に協議を重ねた結果、下記意見を付して、別添のとおり提出いたします。

記

壮瞥町では、平成22年3月に策定した「そうべつ次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、これまで様々な子育て支援施策に取り組まれています。

一方、国においては、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く社会環境の変化に対応した子育てしやすい社会を構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この中では、社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりや幼児期の学校教育・保育などの総合的な子育て支援の法的基盤も大きく変化しており、当町においても子ども・子育て支援事業計画の策定が必要であります。

平成26年2月実施の町民アンケート調査結果を参考にしながら、社会情勢の変化や壮瞥町の現状を踏まえて壮瞥町子ども・子育て支援事業計画を策定する際の内容を審議し、「子どもが、親が、地域が育つ・・・子育て支援そうべつ」の基本理念が達成され、さらなる子育て支援と充実した環境が構築されますことを願うものであります。